

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	介護保険の被保険者資格および介護保険料の賦課徴収に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

御所市は、介護保険の被保険者資格および介護保険料の賦課徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

御所市長

公表日

令和8年3月19日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険関係事務
②事務の概要	<p>介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)及び御所市介護保険条例に基づき、市町村の区域内に住所を有する40歳以上の者を被保険者とし、その資格管理、保険料の賦課徴収、要介護(要支援)認定及び保険給付に関する事務を行う。行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律(以下番号法という)において別表第100の項の規定により、以下の事務において特定個人情報を取り扱う。</p> <p>(1)被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出)の受理、申請等に係る事実審査又は申請に対する応答 (2)介護保険料の賦課徴収関係 (3)被保険者証又は認定証の交付・再交付・返還受理 (4)介護給付、予防給付又は市町村特別給付の支給 (5)要介護認定、要介護更新認定、要介護状態区分の変更の認定の申請の受理、申請に係る審査 (6)介護給付等対象サービスの種類の指定の変更申請の受理、申請に係る審査 (7)居宅介護サービス費等の額の特例、介護予防サービス費等の額の特例の申請の受理、申請に係る審査 (8)保険料滞納者に係る支払方法の変更 (9)保険給付の支払の一時差止め (10)高額介護(予防)サービス費及び高額医療合算介護(予防)サービス費の支給申請 (11)マイナポータルによるサービス検索・電子申請機能での受領・通知・電子申請データの取り込み →高額医療合算介護(予防)サービス費の事務に個人番号を利用し、介護保険と国民健康保険または後期高齢者医療制度の給付情報に関する名寄せを行う ※高額医療合算介護(予防)サービス費等の支給申請における保険者事務協働処理業務について、国民健康保険団体連合会に事務委託しており、国保連合会が当該事務実施にあたり「受給者移動連絡票情報」を提供している。 なお、これらの事務に関して、番号法に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。</p>
③システムの名称	介護保険システム 総合行政システム 伝送システム サービス検索 電子申請機能 申請管理システム、中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
介護保険被保険者ファイル、統合宛名ファイル 収納状況ファイル 滞納情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1.行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)番号法第9条第1項別表100項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p><情報照会事務> ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 131、132の項 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条第31項</p> <p><情報提供事務> ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 2,3,7,11,15,42,56,65,69,80,83,86,87,108,115,125,128,131,132,144,161の項 ・番号法第19条第9号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令 第4条、第5条、第9条、第13条、第17条、第44条、第58条、第67条、第71条、第82条、第85条、第88条、第89条、第110条、第117条、第127条、第130条、第133条、第134条、第146条、第163条</p>
5. 評価実施機関における担当部署	

①部署	健康福祉部 介護保険課		
②所属長の役職名	介護保険課長		
6. 他の評価実施機関			
なし			
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求			
請求先	奈良県御所市1番地の3 御所市役所 デジタル推進課 電話0745-62-3001(代表)		
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ			
連絡先	奈良県御所市1番地の3 御所市役所 デジタル推進課 電話0745-62-3001(代表)		
9. 規則第9条第2項の適用			[<input type="checkbox"/>]適用した
適用した理由			

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年2月18日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人以上] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年2月18日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の次の留意事項を遵守している。 ・複数人での確認や上長による最終確認を行った上でマイナンバーの紐づけを行い、その記録を残すこと。 ・更新時には、本人からマイナンバーを取得し、登録されているマイナンバーに誤りがないか、確認をす	
9. 監査		
実施の有無	[] 自己点検	[<input checked="" type="radio"/>] 内部監査
		[] 外部監査

10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<p>[十分に行っている]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<p>[1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策]</p> <p><選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発</p>
当該対策は十分か【再掲】	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	<p>「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の次の留意事項を遵守している。 ・複数人での確認や上長による最終確認を行った上でマイナンバーの紐づけを行い、その記録を残すこと。 ・更新時には、本人からマイナンバーを取得し、登録されているマイナンバーに誤りがないか、確認をすること。</p>

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	I 関連情報 4. 評価実施機関における担	①部署 市民安全部保健課 ②所長 保健課長	①部署 市民安全部保健課、福祉部高齢対策課	事後	業務の見直しによる
令和1年6月27日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	1万人以上10万人未満 平成27年3月16日時点	1万人以上10万人未満 令和元年6月27日時点	事後	見直しによる
令和1年6月27日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	500人未満 平成27年3月16日時点	500人以上 令和元年6月27日時点	事後	見直しによる
令和1年6月27日	IV リスク対策		追加	事後	新様式に伴う追加
令和3年9月15日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークス	番号法第19条第7号、別表第二 【情報提供】項番1、2、3、4、6、17、22、26、30	番号法第19条第8号、別表第二 【情報提供】項番1、2、3、4、6、17、22、26、30	事後	見直しによる
令和3年9月15日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担	市民安全部保険課、福祉部高齢対策課	健康福祉部保険課、健康福祉部高齢対策課	事後	見直しによる
令和8年3月19日	I 関連情報 ①事務の名称	介護保険の被保険者資格および介護保険料の賦課徴収に関する事務	介護保険関係事務	事後	業務の見直しによる
令和8年3月19日	I 関連情報 ②事務の概要	介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)に基づき、市町村の区域内に住所を有する40歳以上の者を被保険者とし、要介護認定を受けた者には介護給付、要支援認定を受けた者には予防給付を行うとともに、介護保険事業に要	介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)及び御所市介護保険条例に基づき、市町村の区域内に住所を有する40歳以上の者を被保険者とし、その資格管理、保険料の賦課徴収、要介護(要支援)認定及び保険給付に関する事務	事後	業務の見直しによる
令和8年3月19日	I 関連情報 ③システムの名称	介護保険システム、統合宛名システム、中間サーバー	介護保険システム 総合行政システム 伝送システム サービス検索・電子申請機能 申請管	事後	業務の見直しによる
令和8年3月19日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一項番68	1.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)	事後	業務の見直しによる
令和8年3月19日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号、別表第二 【情報提供】項番1、2、3、4、6、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、88、90、94、95、97、109、117、120 【情報照会】項番93、94	<情報照会事務> ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 131、132の項 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行	事後	業務の見直しによる
令和8年3月19日	5. 評価実施機関における担当部署	健康福祉部保険課、健康福祉部高齢対策課	健康福祉部 介護保険課	事後	業務の見直しによる
令和8年3月19日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂	奈良県御所市1番地の3 御所市役所 総務課 電話0745-62-3001(代表)	奈良県御所市1番地の3 御所市役所 デジタル推進課 電話0745-62-3001(代表)	事後	見直しによる
令和8年3月19日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの	奈良県御所市1番地の3 御所市役所 総務課 電話0745-62-3001(代表)	奈良県御所市1番地の3 御所市役所 デジタル推進課 電話0745-62-3001(代表)	事後	見直しによる
令和8年3月19日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	1万人以上10万人未満 令和3年9月15日時点	1万人以上10万人未満 令和8年3月19日時点	事後	見直しによる
令和8年3月19日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	500人以上 令和3年9月15日時点	500人以上 令和8年3月19日時点	事後	見直しによる
令和8年3月19日	IVリスク対策 8.人手を介在させる作業		1) 十分である 判断の根拠:「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の次の留意事項を遵守している。 ・複数人での確認や上長による最終確認を行っ	事後	新様式に伴う追加
令和8年3月19日	IVリスク対策 9. 監査		内部監査	事後	新様式に伴う追加
令和8年3月19日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 十分である 判断の根拠:	事後	新様式に伴う追加